

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年9月29日

【会社名】 第一カッター興業株式会社

【英訳名】 DAI-ICHI CUTTER KOGYO K.K.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 正光

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地

【縦覧に供する場所】 第一カッター興業株式会社 東京支店  
(東京都江東区亀戸四丁目25番8号第二川村ビル)  
第一カッター興業株式会社 千葉営業所  
(千葉県千葉市稲毛区山王町360番地24)  
第一カッター興業株式会社 さいたま営業所  
(埼玉県さいたま市若槻区古ヶ場二丁目7番10号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長高橋正光は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」という。)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2022年6月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しております。当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社2社及び持分法適用会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の連結売上高(連結会社間取引消去後)の概ね3分の2以上の拠点を「重要な事業拠点」と定めております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として完成工事高、完成工事未収入金、棚卸資産及び完成工事原価に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス並びにリスクが大きい業務に係るプロセスを財務報告への重要性を勘案して評価対象に追加しております。

なお、当事業年度においては、前事業年度において判明した株式会社光明工事(以下、「光明工事」という。)における不正が、経費精算において発生していたことを踏まえ、当社および光明工事を含む連結子会社4社を対象として、経費精算に係る内部統制を、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

当社は、前事業年度末における財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下の再発防止策に推進することで、内部統制の整備、運用状況の改善を図ってまいりました。

(再発防止策)

1. コンプライアンスを真ん中に置く企業文化を創る
2. 役員・従業員のガバナンス・コンプライアンスに対する意識改革のための教育
3. 取締役会のあり方の見直し
4. コンプライアンス体制の強化
5. グループ全体のガバナンスシステムの構築
6. 内部通報制度の充実化
7. グループ全体の内部監査、監査役監査、監査人による会計監査の連携強化および実効性確保
8. コンプライアンス重視の人事
9. 社内コミュニケーションの改善

その結果、前事業年度末における開示すべき重要な不備は是正され、当事業年度末日時点における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効と判断いたしました。